特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	個人住民税管理事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は、個人住民税管理事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

古河市長

公表日

令和7年3月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイル	ンを取り扱う事務 -
①事務の名称	個人住民税の賦課事務
②事務の概要	地方税法に基づき、住民・国税庁から提出された申告情報、企業・日本年金機構から提出された支払報告書を基に住民税額を計算し賦課する。 住民からの申請に基づき、住民税情報から課税証明書・所得証明書を発行する。
③システムの名称	個人住民税システム、共通宛名システム、申告受付システム、eLTAXシステム、国税連携システム、 データ連携システム、イメージ検索システム、中間サーバー、収納管理システム、口座管理システム、団 体内統合宛名システム、住民基本台帳ネットワークシステム、コンビニ交付システム
2. 特定個人情報ファイル	·名
住民税賦課情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」と表記) 第9条(利用範囲)第1項 別表の24の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第16条
4. 情報提供ネットワーク	システムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢>
②法令上の根拠	[情報照会の根拠] - 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) - 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税情報」が含まれる項(48の項) [情報提供の根拠] - 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) - 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税情報」が含まれる項(第1,2,3,4,5,7,11,13,15,20,28,37,39,42,48,49,53,57,58,59,63,65,66,69,73,75,76,81,83,84,86,87,88,89,90,91,92,96,98,106,108,115,124,125,129,130,132,137,138,140,141,142,144,147,151,152,155,156,158,160,161,163,164,165,166,167,168,169,170,171,172,173項)
5. 評価実施機関における	る担当部署
①部署	財政部市民税課
②所属長の役職名	市民税課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示	•訂正•利用停止請求
請求先	古河市 総務部 総務課 茨城県古河市下大野2248番地 電話0280-92-3111
8. 特定個人情報ファイル	ンの取扱いに関する問合せ
連絡先	古河市 財政部 市民税課 茨城県古河市長谷町38番18号 電話0280-22-5111

9. 規則第9条第2項の適	[]適用した
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の	事務の対象人数は何人か	<選択肢>				
	いつ時点の計数か	令和6年6月1日 時点				
2. 取扱者	数					
特定個人情報	報ファイル取扱者数は500人以上か	<選択肢> [500人未満] 1) 500人以上 2) 500人未満				
	いつ時点の計数か	令和6年6月1日 時点				
3. 重大事故						
	内に、評価実施機関において特定個人 重大事故が発生したか	<選択肢> [発生なし] 1) 発生あり 2) 発生なし				

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 促四 9 る特定個人情報	小岐町画画 が住場					
<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書						
2)又は3)を選択した評価実施 載されている。	施機関については、それぞれ	∟重点項目評値	西書又は全項目評価書において、リ ン	スク対策の詳細が記		
2. 特定個人情報の入手(作	情報提供ネットワークシス	テムを通じた	と入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		1]委託しない		
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報提供ネットワー	-クシステムを	通じた提供を除く。)]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			

7. 特定個人情報の保管・	消去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 人手を介在させる作業				[]人	手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、本賦課事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデーターベースへの入力・個人番号の記載のある申請書等の保管・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄					
9. 監査						
実施の有無	[0]	自己点検	[]内部監査	[] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・	啓発					
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考	えられる	5対策		[0]全	項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられ る対策	2) 3) 4) 5) 6) 7) 8)	目的外の入手が行れ目的を超えた紐付け 権限のない者によって 委託先における不正 不正な提供・移転が行 情報提供ネットワーク	、事務に必て不正に使な使用等に行われる! アシステム アシステム い・滅失・	必要のない情報 使用されるリス のリスクへの対 リスクへの対策 を通じて目的が を通じて不正れ	対策 (委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 外の入手が行われるリスクへの対策 は提供が行われるリスクへの対策	
					<選択肢>	
当該対策は十分か【再掲】	[]		 特に力を入れている 十分である 課題が残されている 	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月1日	表紙	2015/3/31	2017/4/1	事後	
平成29年6月1日	公表日 I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	市民稅課長 鈴木 浩二	市民稅課長 蒔田 一喜	事後	
平成30年5月15日	表紙 公表日	2017/6/1	2018/5/15		
平成30年5月15日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	31, 34, 35, 37, 39, 40, 42, 48, 54, 5 7, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 87, 91, 92, 94, 9	番号法第19条第7号 別表第二(第1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 4 8, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85の2, 8 7, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 10, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 11 7, 120項), 番号法第9条第2項に基づく条例	事後	
令和1年6月28日	表紙 公表日	2018/5/15	2019/6/28		
令和1年6月28日	I関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85 <i>0</i> 2, 8	番号法第19条第7号 別表第二(第1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85, 02, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120項), 番号法第9条第2項に基づ 条例	事後	
令和1年6月28日	Ⅳリスク対策	記載なし	新規記載	事後	様式の変更に伴う変更
	Ⅱしきい値判断項目 1対象人数及び2取扱者数 の計数基準日	平成26年11月30日時点	令和2年6月1日時点	事後	
令和3年3月26日	表紙 公表日	2019/6/28	2021/3/26		
令和3年3月26日	I関連情報 3個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」と表記) 郭冬第1項 別表第一の16の項・番号法等の条第3項 ・番号法第9条第3項・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」と表記)第9条第1項(利用範囲) 別表第一の16の項。 番号法第9条第3項 ・番号法第9条第3項 ・番号法第9条第3項 ・番号法の表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条	事後	
节和3年3月20日	I関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携(②)法令上の根拠	4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85, 62, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120項), 番号法第9条第2項に基づ	42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 6 3, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85 <i>Φ</i> 2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102,	事後	
	表紙				

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年7月1日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上 の根拠	の制限) ・番号法 別表第二 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、事務の内容に「地方 形情報」が含まれる項(27の項)・ ・番号法別素第二の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令第20条 「情報提供の根拠」・ 番号法別条第7号(特定個人情報の提供の制限)・ ・番号法別表第二、第三欄(情報提供者)が 「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方稅情報」が含まれる項(第1.2、3、4.6.8、9,11,16.18,20,23、26。2、2.8、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、502、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120項)・ ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令領1条、2条、3条、4条、6条、7条、8条、10条、21条、21条、22条、22条。20条の3、22条、22条。22、24条 の3、22条の4、23条、24条、24条の2、24条 の3、25条、26条の3、27条、28条、31条、3 第1条の3、32条、34条、3 第1条の3、32条、33条、34条、3 第1条の3、32条、33条、34条、3 第1条の3、33条、33条、34条、3	「市町村長」の項のうち、事務の内容に「地方 税情報」が含まれる項(27の項)・番号法別表第二の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令第20条 [情報提供者)が [情報提供の推則・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)・番号法第19条第7号(特定個人情報)に「地方稅情報」が含まれる項(第1、2、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、55、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120項)・番号法別表第二の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令(第1条、2条、3条、4条、6条、7条、8条、10条、10条、10条、20条、20条、20条、20条、20条、31、36、31、36、31、36、31、35、36、36、31条の3、32条、36条、36条、37条、38条、33条、36、36、37条、38条、44条、40条、47条、49条、47条、49条、47条、49条、49条、20、2、5条、47条、44条。44条。2、5条、47条、49条、49条。2、54条、54条、54条、54条、54条、54、54、54、54、54、54、54、54、54、54、54、54、54、	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月10日	表紙 公表日	令和3年7月1日	令和3年9月10日		
令和3年9月10日	I関連情報 4性報準供払いトワークシステ	7, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 8502, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 16, 117, 120項) "番号法別表第二の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令第1条, 2条, 3条, 4条, 6条, 7条, 8条, 10条, 12条, 13条, 14条, 16条, 19条, 20条, 21条, 22条, 22条, 22条, 03, 22条, 04, 23条, 24条, 24条, 02, 24条, 03, 25条, 26条, 03, 27条, 28条, 31条, 31条, 03, 31条, 03, 23条, 33条, 34条, 35条, 36条, 37条, 38条, 39条, 40条, 43条, 43条, 03, 43条, 04, 44条, 44条, 44条, 25, 45条, 47条, 49条, 49, 402, 55, 47条, 49条, 49条, 02, 51条, 53条,	[情報照会の根拠] - 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) - 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) - 番号法 別表第二 第一欄(情報照会者)が「市市村長」の項のうち、事務の内容に「地方税情報」が含まれる項(27の項) - 番号法別奏第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条[情報提供の根拠] - 番号法別。第号、第号、特定個人情報の提供の制限) - 番号法別。別表第二 第三欄(情報提供者)が「市市村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方稅情報」が含まれる項(第1.2、3、4.6.8,9,11.16.18.20、23、26.2、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、55、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120項) - 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、2条、4条、6条、7条、8条、10条、12条、13条、14条、16条、19条、20条、21条、22条の3、22条の4、23条、24条、6条、7条、8条、13条、33条、34条、35条、36条、37条、38条、39条、40条、4条、43条の3、32条の3、32条、32条、94条、55条、55条、55条、59条、59条、59条の2の2、59条の2の3、59条	事後	
令和4年9月12日	I 関連情報 3個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」と表記)第9条(利用範囲)第1項 別表第一の16の項・番号法第9条第3項・番号法第9条第3項・番号法別奏第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下,「番号法」と表記)第9条(利用範囲)第1項 別表第一の16の項・番号法第9条第4項・番号法第9条第4項・番号法第9条第4項・番号法第5条第4項・数6を定める命令 第16条	事後	
令和4年9月12日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステ ムス合情報連携②法令上 の根拠	7, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 8502, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120項) *番号法別表第二の主務省令で定める事務及 竹情報を定める命令第1条, 2条, 3条, 4条, 6条, 7条, 8条, 10条, 12条, 13条, 14条, 16条, 19条, 20条, 21条, 22条, 22条, 32条, 22条04, 23条, 22条04, 23条, 22条04, 23条, 22条04, 23条, 24条, 24条02, 24条, 31条, 31条03, 31条03, 32条, 33条, 31条, 34条, 35条, 36条, 37条, 38条, 39条, 40条, 43条, 43条04, 44条, 44条, 02, 45条, 47条, 49条, 49条, 92, 51条, 53条,	84, 85の2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 1 02, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 11 5, 116, 117, 120, 121項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及	事後	
令和4年9月12日	II しきい値判断項目 1 対象人数及び2 取扱者数 の計数基準日	令和2年6月1日時点	令和4年6月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年11月14日	I 関連情報 4情報提供ネットワークシステ ムによる情報連携②法令上 の根拠	84,850/2,87,91,92,94,97,101,102,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120,121項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務のでは、8,28,48	[情報照会の根拠] ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) ・番号法 別表第二 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、事務の内容に「地方税情報」が含まれる項(27の項) ・番号法別奏第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条[情報提供の根拠] ・番号法別条第8号(特定個人情報の提供の制限) ・番号法別表第二、第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方稅情報」が含まれる項(第1.2、3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,2 7,28,29,30、31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,8502,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120,121項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事务及び情報を定める命令(第1条、2条、3条、4条、4条、6条、7条、8条、10条、10条、12条、13条、14条、16条、19条、20条。21条、22条の3、25条、26条の3、25条、26条の3、25条、26条の3、27条、28条、31条の3、25条、36条、37条、38条、39条、39条、39条、30条、34条、36条、37条、36条、37条、58条、39条、39条、39条、25条、53条、59条、59条、59条の20、59条の20、59条の20、59条の3、59条の3、59条の20、59条の20、59条の20、59条の3、59条の3、59条の40、59条の20、59条の3、59条の3、59条の40、59条の20、59条の20、59条の3、59条の20、59条の3、59条の20、59条の3、59条の20、59条の3、59条の3、59条の4	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年11月14日	Ⅱしきい値判断項目 1対象人数及び2取扱者数	令和4年6月1日時点	令和5年6月1日時点	事後	
令和7年3月31日	の計数基準日 I 関連情報 3個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下,「番号法」と表記)第9条第1項(利用範囲) 別表第一の16の項・番号法第9条第3項・番号法第9条第3項・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」と表記)第9条(利用範囲)第1項 別表の240項・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第16条	事後	
令和7年3月31日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上 の根拠	2, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 8502, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120, 121項) - 番号法別表第二の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令(第1条, 2条, 3条, 14条, 16条, 19条, 20条, 21条, 22条, 22条の 3, 22条の4, 23条, 24条, 24条の2, 24条, 23条, 26条, 26条, 37, 28, 28条, 31条, 31条, 318, 326, 33, 34, 31, 326, 33,	[情報照会の根拠] ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条第三欄情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税情報」が含まれる項(48の項)[情報提供の根拠]・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第三欄情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方稅情報」が含まれる項第1.2、3、4、5、7、1、1、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、99、19、29、69、81、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、14、142、144、147、151、152、155、16(5、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173項)	事後	
令和7年3月31日	I 関連情報 1.特定個 情報ファイルを取 り扱う事務 ③システムの名称	テム、データ連携システム、イメージ検索システ	個人住民税システム、共通宛名システム、申告受付システム、eLTAXシステム、国税連携システム、データ連携システム、イメージ検索システム、中間サーバー、収納管理システム、口座管理システム、立体内統合宛名システム、住民基本台帳ネットワークシステム、コンビニ交付システム	事後	
令和7年3月31日	IIしきい値判断項目 1 対象人数及び2 取扱者数 の計数基準日	令和5年6月1日時点	令和6年6月1日時点	事後	
令和7年3月31日	IVリスク対策 8.人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か 判断の根拠	記載なし	十分であるマイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には本人からのマイナンバー登録や副本登録の際には本人からのマイナンバーの場合の後にや、住基ネット照会を行う際には4情報のは住所を含さな情報による照条では、上記のほか、下配の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人参的スが参生するリスクへの対策は十分であると考えられる。・申請書に配載された個人番号及び本人情報のデーターベースへの入力・個人番号の記載のある申請書等の保管・個人番号の記載のある申請書の保管・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	事後	